

川越市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 5 3 号

川越市会計規則の一部を改正する規則

川越市会計規則（平成 6 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 号中「第 2 8 条の 2」の次に「及び第 6 8 条」を加える。

第 2 8 条の 2 第 1 項中「この条」を「この項及び第 6 8 条」に改める。

第 6 8 条の見出しを削り、同条を第 6 8 条の 2 とし、第 6 7 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（繰替払）

第 6 8 条 政令第 1 6 4 条第 5 号に規定する規則で定める経費は法第 2 3 1 条の 2 の 5 第 1 項の規定による指定納付受託者による歳入等の納付に係る手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は同項の規定により当該指定納付受託者が納付する歳入等とする。

様式第 2 1 号中「第 6 8 条関係」を「第 6 8 条の 2 関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。